

原子力安全規制のあり方について（見解）

平成 23 年 8 月 30 日

原子力委員会

原子力委員会は設置法において、原子力利用に関する政策に関することや「安全の確保のための規制に関する事項」を除く核燃料物質及び原子炉に関する規制に関すること、関係行政機関の原子力利用に関する事務の調整に関すること等の事項について企画、審議、決定することを所掌するとされています。

当委員会は、福島第一原子力発電所事故によって原子力利用を推進するために必須の安全規制に関する取組に課題があることが明らかになったと認識し、これの早期の解決が今後の原子力利用に関する政策について企画、審議、決定していくために必須と考え、有識者から意見を聴取し、福島第一原子力発電所事故に係る政府報告書及び IAEA の関係文書等を踏まえて、その解決の在り方等に関して検討を進めているところです。

今後、政府においては、8月15日の閣議決定を踏まえて、新しい原子力安全規制行政組織の設計作業が行われると思われませんが、当委員会は、そうした検討を踏まえて、その作業においては次の事項に配慮がなされるべきと考えます。

なお、当委員会は、この事故の背後原因あるいは根本原因に分類される政府と事業者の組織文化、体制、マネジメントなどに関する課題にはなお未解明の点があると認識しており、引き続きその検討を続け、その結果を踏まえてこれに続く見解を適宜にとりまとめることにします。

1. 新しい規制組織等の設計にあたって配慮されるべき事項

- (1) 新しい規制組織は、諸決定をいつも原子力安全に係る考慮を最優先して行うべきであり、そのことが可能であるよう、法的、経理的、技術的能力の面、情報開示の面において他の政府機関から独立していること。
- (2) 新しい規制組織は、我が国における原子力施設や核燃料物質を用いる活動に関して、原子力安全に関する政策の立案、規制規則の制定、及び、これに定めた許認可、検査、異常事象の管理、緊急時対応計画の策定等の取組を一元的に実施でき、その長は国としてのこれらの取組の推進に当たってリーダーシップを発揮できること。
- (3) 新しい規制組織の長は、原子力安全の重要性を理解し、(2)に述べた取組において原子力安全文化を徹底できること。この組織に設置されるいわゆる 8 条機関の審議会は、この組織においてこの観点からの自己省

察が不断に行われていることをチェックするために、組織の長に対して原子力安全に係る主要な意思決定に関して助言する権限と責任を有するものとして整備すること。

- (4) 原子力安全は大部分が科学技術に基づくものであり、これに係る決定は科学と実証された技術に基づいて行われる必要があることから、新しい規制組織の長は、適切な科学技術知識に基づく専門的助言やサービスを恒常的に利用できること。このため、この機関は科学技術に関して高い専門的能力を有する人材を確保するのみならず、自らそうした人材を育成する仕組みを整備すること。
- (5) 上記(4)の前提の下、原子力安全の専門的分析、知識基盤及びサービスを絶えず開発していて、この規制組織の活動に対して時宜を得た専門的助言やサービスを行う機能を担うことができる独立行政法人組織と連携すること。そうした独立行政法人組織は、原子力安全に関連した科学問題やそれに関する判断の独立性、能力及び公正さ、並びに全体的アプローチを重視し、これを専門家の分析能力によって確保することに絶えず努めること。また、そうした活動に必要な資源を確保すること。
- (6) 新しい規制組織は、失われた原子力安全に対する国民の信頼を回復し、国民の負託に応え、その役割を果たしていくために独立の機関として活動していることやその取組を適時に国民に伝え、規制活動に対する意味のある参加の機会を国民に保証すること。この観点から、原子力施設が立地している地域を中心に、運転中の原子炉や核燃料物質の取扱いの状況に関して国民に伝え、国民と意見交換を行う機会を充実すること。
- (7) これらの設計に当たっては、米国の原子力規制委員会やそこに設置されている原子炉安全諮問委員会(ACRS)など、諸外国の例を参考にすること。

2. 新しい規制組織の運用段階において配慮されるべき事項

- (1) 新しい規制組織は、学習する組織として、原子力利用に伴って発生する様々な異常事象に関する知見及び研究等により得られた新たな科学的技術的知見を絶えず世界に広く求め、それを規制活動に生かすことを積極的に追求すること。
- (2) 原子力安全規制に係る意思決定は、深層防護の哲学を基本とし、リスク情報をバランスよく活用して行い、その根拠を論理的な明快さを持って示すこと。その際、特に国民に分かりやすく説明する責任があることを認識し、国民からの要請に的確に応えること。
- (3) 規制規則は最新の科学的技術的知見を不断に取り入れる観点から性能規定化し、実務においては、公平、透明、中立性を確保して制定される学

協会標準等を効果的に活用すること。

- (4) 新しい規制組織は、国際機関や諸外国との緊密な情報交換、国際機関の基準制定やレビューミッションへの積極的な参加を進めるとともに、事故等で得た教訓と安全確保上の改善策を積極的に開示し、自ら制定する基準と国際的な基準との整合性を確保することに努めること。1. (4) に述べた人材育成についても国際社会と共同・協調すること。また、連携する独立行政法人組織に対してもこのことを強く懇願すること。

以上